

平成25年度分 高校生通学費など補助

教育委員会総務課 ☎ 25 1261

市では、子どもの教育に係る経済的負担を軽くするため高校生の通学費などを一部補助しています。

今年度は、申請手続きを見直し、申請書などを変更します。

なお、申請方法は、「前期・後期」に分けて申請し補助金を2度に分けて受け取る方法と、「1年間分」をまとめて申請し補助金を1年間分受け取る方法があります。

申請受付期間

- 前期 (4月～9月) 分
10月1日 (火) ～25日 (金)
- 後期 (10月～3月) 分
または1年間 (4月～翌3月) 分
平成26年2月1日 (土) ～21日 (金)

対象となるかた

- ① 市内在住で高等学校に通学する生徒の保護者など
- ② 離島に住所を有しながら、下宿などをする生徒の保護者など

③ 市税および市に納付すべき負担金などに滞納がない世帯

申請方法

申請書に必要な事項を記入の上、必要書類を添えて市教育委員会に提出してください。申請書などは、教育委員会と各連絡所に設置しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

※「前期・後期」に分ける場合、1年間に2回申請を行う必要があります。

交付対象の期間

- 前期 4月1日～9月30日
- 後期 10月1日～平成26年3月31日
- 1年間分 4月1日～平成26年3月31日

補助の額(率)

- 公共交通機関 (JR・近鉄・バス・定期船)
△離島地区にお住まいのかた▽
定期券購入額の25%
△本土地区にお住まいのかた▽
定期券購入額の12.5%
※月額上限12,500円
- 下宿など (下宿・アパート・学生寮)

△離島地区にお住まいのかたのみ▽

契約金額 (月額) の25%

※食費、管理費などを除く

※月額上限12,500円

申請時の必要書類

● 在学証明または生徒証明書 (写)

● 定期券 (写)

※有効期間満了日の確認できるもの

● 下宿契約書など (写)

※下宿など申請における契約書などの写しについては、家賃、食費、管理費などの内訳および契約先、契約期間が確認できるもの

● 金融機関の通帳 (写)

※振込先確認のため新規、変更時のみ提出してください

● 市税など納入状況に係る課税資料確認承諾書 (様式第2号)

【説明】

● 高等学校などに通う生徒とは、高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程に通う生徒のことです。ただし、高等専門学校および全日制高等学校5年課程については1学年から3学年までが対象です。

● 通学定期購入者以外の人は補助の対象になりません。

(回数券、株主優待券など)

● 市内の高等学校以外に公共交通機関を利用して通学して

いる場合は、最寄の駅までが補助の対象となります。

【例：答志⇄(定期船)⇄鳥羽⇄(近鉄)⇄宇治山田⇄(バス) 皇學館大前】

● 補助額の算定については、バスの場合1年定期を、また近鉄、JRおよび定期船については6か月定期を基準とし、1か月当たりの額を算定します。(バスの場合1/12、近鉄などは1/6とし算定時の100円未満の端数は切り捨てです。(下宿などの場合も同じ)

● 定期券を紛失などして再購入した場合は補助の対象となりません。

■注意事項■

● 補助対象額の決定については、購入した定期券の有効期間などによりいろいろなケースが予想されますので、最終的には定期券の購入状況により処理および補助額の決定をさせていただきます。このため、購入された定期券およびその写しは大切に保管していただき、当初申請された後に継続して新たに購入された際には、再度定期券写しを提出していただきますようお願いいたします。

● くわしくは、教育委員会総務課へ問い合わせてください。